

# 刈谷富士松地域包括支援センター指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 刈谷市が設置し、社会福祉法人観寿々会が受託運営する地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が行う指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職員等（以下、「職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な地域支援事業を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 センターの職員は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、利用者の立場にたって支援を行う。

事業の実施にあたっては、次に掲げるとおりとする。

利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、利用者個々の目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。

事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者は又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	刈谷富士松地域包括支援センター
所在地	刈谷市井ヶ谷町松ヶ崎 6 丁目 3 番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者・・・1名以上（常勤兼務：主任介護支援専門員と兼務）

職員管理及び業務管理を一元的に行う。

保健師又は経験ある看護師 1名以上（常勤専従）

①介護予防マネジメント

②指定介護予防支援の提供

社会福祉士又は経験ある社会福祉主事 1名以上（常勤専従）

①総合相談、支援及び各種の福祉サービスの調整

②指定介護予防支援の提供

主任介護支援専門員 1名以上（常勤兼務：管理者）

①包括的かつ継続的なケアマネジメント

②指定介護予防支援の提供

その他職員を若干名置くことができる。

介護支援専門員 1名以上（常勤専従）

## (事業実施日及び実施時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし12月30日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

## (指定介護予防支援の提供方法及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は

介護報酬の告示上の額とする。

利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。

指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。

利用者の相談を受ける場所 第3条に規定するセンター内および利用者の居宅

サービス担当者会議 第3条に規定するセンター内および利用者の居宅

担当職員による居宅訪問頻度 最低3ヶ月に1回

（オンラインモニタリングで行う利用者は6ヶ月に1回）

#### （センターの基本機能）

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。（共通基盤整備）

高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。（総合相談支援・権利擁護）

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。（包括的・継続的ケアマネジメント支援）

介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

#### （事業の委託）

第8条 センターは、第7条第4号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

#### （利用契約）

第9条 センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない

#### （通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、井ヶ谷町、東境町、西境町、今川町、今岡町、一里山町とする。

#### （事故発生時の対応）

第11条 職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに刈谷市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じて、管理者に報告しなければならない。

#### （秘密の保持）

第12条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

#### （苦情対応）

第13条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

#### （虐待防止のための措置に関する事項）

第14条 指定居宅介護支援事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、各行に掲げる措置を講じるものと

する。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年1回以上実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### (非常災害等対策)

第15条 事業所は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

- 2 事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする
  - (1) 非常災害時
  - (2) 感染症蔓延時
- 3 上記について、定期的な訓練・研修等を行う。

#### (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため以下の措置を行う。

- (1) 感染対策委員会を設置する。
- (2) 平常時の対策及び発生時の対応を規定する「感染症の予防及びまん延防止のための指針」を策定する。
- (3) 「感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアル」を策定する。
- (4) 業者に対し、平常時の対策及び発生時の対策に関する研修等を定期的・計画的に行う。

#### (職場におけるハラスメントの防止のための措置)

第17条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する。
- (2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知する。

#### (その他運営についての留意事項)

第18条 センターは、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後1か月以内
継続研修	年2回以上

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、刈谷市等関係機関との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

この規定は、平成29年11月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年1月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年6月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。  
この規定は、令和2年1月1日から施行する。  
この規定は、令和2年4月1日から施行する。  
この規定は、令和3年2月1日から施行する。  
この規定は、令和3年4月1日から施行する。  
この規定は、令和4年3月1日から施行する。  
この規定は、令和6年4月1日から施行する。